

平成19年7月20日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第79号） *

* * * * *
* * * * *

インデックス

【1】収入減少影響緩和対策の積立金の納付

- 納付期限（7月31日）が迫っております -

【2】集落営農リーダー・担当者交流会を開催

（全国担い手育成総合支援協議会発）

【3】担い手アクションサポート事業について（その5）

- 集中的な技術・営農支援 -

【4】地域の話題等

山口県における品目横断的経営安定対策等の特徴的な取組を紹介！

（中国四国農政局発）

【1】収入減少影響緩和対策の積立金の納付

- 納付期限（7月31日）が迫っております -

品目横断的経営安定対策のうち、7月2日までに収入減少影響緩和対策に係る積立金の積立ての申出をされた農家の皆様には、最寄りの地方農政事務所等から積立金通知書が届いている時期だと思えます。

その積立金の納付期限が7月31日（火）と迫っておりますので、お早めに指定された口座に納付されるよう手続をお急ぎください。期限までに納付されたことが確認できない場合には、来春に予定される交付金の交付申請の資格を失うこととなりますので御注意願います。

また、納付の際には、納付する金額と納付先の口座を再度確認していただき、お間違いのないようにしてください。なお、納付の際の振込手数料は自己負担となっておりますので、その点にも御注意願います。

御不明な点がございましたら、最寄りの地方農政事務所にお尋ねください。

【2】集落営農リーダー・担当者交流会を開催

（全国担い手育成総合支援協議会発）

全国担い手育成総合支援協議会は、6月20日に東京・大手町J Aビルで「集落営

農リーダー・担当者交流会」を開催しました。全国各地から300人近くが出席し、集落営農組織の育成に対する関心の高さが伺われました。

交流会の冒頭で、JA全中営農・担い手対策室の前田室長から、集落営農の法人化とは組織としての持続性の意思を明確に持つことであり、そのことにより法人化のメリットの実現が可能となるとの情勢報告がありました。

また、日本学術振興会の金子いづみ特別研究員から、「集落営農の現状と課題」と題し、地域の多様性に応じた集落営農の特性とその課題について基調講演をいただきました。その中で、各地の事例を取り上げながら、

- (1) 地域の将来を考えた組織化の必要性
 - (2) 作業のし易い環境づくりなど、担い手を地域で支えることの意識の醸成
 - (3) 負担の重い草刈りの作業者の確保と仕組みづくり
 - (4) 明朗会計・情報提供など、組織の求心力を維持する仕組みづくり
 - (5) リーダーは、集落の多様な人材を活用して、各人の得意分野ごとに複数確保すること
 - (6) 組織は永続することを前提に設立すること
- など集落営農に取り組む際のポイントの提言があり、大切なのは「まずは話し合いの場づくりと先進地を見ること」との指摘がありました。

次の事例発表では、

- (1) 「上馬渡地区、この10年～上馬渡夢農場設立まで～」

集落リーダーの代表者である福島県会津若松市の(株)上馬渡夢農場小檜山正夫代表取締役からは、水田地域の集落営農の事例として、JA、農業会議、普及組織を活用することで法人化を達成し、現在のほうれん草栽培への取組を例に、可能性を秘めた農業に向けて知恵を出し、常にチャレンジする組織の取組が報告されました。

- (2) 「中山間地における集落営農組織の支援のあり方」

地域で指導に当たっている島根県邑南町農業活性化支援センターの澤津賀一係長からは、中山間地の集落営農の事例として、中山間地の地域資源を活用したゆずの加工品や中山間地でしかできない和牛の周年放牧を核にした集落営農の組織化の取組事例が報告されました。

- (3) 「兼業地域における特定農業団体(集落営農)の設立と法人化に向けた課題」

富山県JAいなば営農生産課の藤村利彦課長からは、兼業地域の集落営農の事例として、兼業地域におけるJAが中心となった集落営農の設立と法人化に対する支援の取組事例が報告されました。

最後に、講演・事例発表を頂いた4氏に青森県農業会議の大柳建秀事務局次長兼経営部長を加えて相互討議を行い、更なる情報交換を行いました。

参加者の皆さんは、集落営農が今後も経営体として持続・発展していくことが重要という認識を新たにし、交流会は盛況の内に閉幕しました。今後、この交流会に

参加した皆さんの各地域での活躍が期待されます。

【3】担い手アクションサポート事業について（その5）

- 集中的な技術・営農支援 -

今号でも、各地域で取組が進んでいる「担い手アクションサポート事業」について事業内容等をメニューごとに紹介し、全国的に担い手育成・確保運動の盛り上げを図っていきたいと思っております。

【事業メニューの説明】

- 「集中的な技術・営農支援」 -

(1) 趣旨

担い手育成・確保の加速化を図るため、認定農業者や経営の実体を有する集落営農組織の育成と、それらの効率的かつ安定的な農業経営への発展を助長する必要があります。

このため、担い手育成総合支援協議会の下で普及組織と関係機関が連携し、認定農業者の経営発展を図るために、経営の改善や先進技術、新しい作目の導入による収益性の向上、新しい部門の創設による付加価値向上への集中的な技術・営農支援を実施します。また、集落営農組織に対して収益性の向上等への支援を強化し、法人化を目指す集落営農組織を重点モデル地区として位置づけ、特定農業法人化に向けた経営発展を支援します。

(2) 支援内容

ア 新技術普及支援活動

普及組織が試験研究機関等と連携し、認定農業者や集落営農組織等の担い手の経営革新に必要な新技術導入を支援するための技術・営農指導内容の検討を行います。

イ 集中的な経営改善支援活動

担い手等の技術・営農課題の明確化とその課題解決のための、次に掲げる総合的な経営改善支援活動を支援します。

a. 技術・経営検討会の開催

担い手等の営農類型、経営規模、技術力、先進地事例調査等を踏まえ支援内容、支援方法等の検討を行います。

b. 営農環境調査・分析の実施

担い手の技術・営農課題を明確化するため、土壌分析調査、経営調査分析等の営農の現状に関するデータ等の収集や調査分析を実施します。

c. 経営改善処方箋の作成

経営改善処方箋を作成し、個々の担い手等の技術・営農課題の解決方法等を示します。

d. 濃密な技術・経営指導

普及指導員等による経営改善や経営発展のための技術・営農指導、啓発・相談活動を実施します。

ウ 集中的な経営発展支援活動

組織化した集落営農の法人化や担い手等の経営発展に不可欠な技術の導入・実証及び営農支援のための、次に掲げる技術・経営支援活動を支援します。

a. 技術導入検討会の開催

新技術、新作物、農産加工等の技術を導入し、経営発展を目指す担い手等の収益性の向上等の支援や特定農業法人モデルを育成するため、先進地事例調査、営農方法等の検討を行います。

b. 現地実証活動の実施

技術・営農課題解決に資する技術を導入・実証するために、実証ほの設置、営農システムの実証等を行います。

c. 農産加工試作の検討

地域で生産された農産物の加工試作及び評価等を行います。

d. ブランド化検討会の開催

農産物等の販路拡大・ブランド化を図るため、地域で生産された農産物等の販売・消費動向の調査、消費者のニーズの把握及び販売・市場関係者を含めたブランド化のための検討を行います。

【アクションサポート事業Q & A】

Q 1 都道府県段階の新技術普及支援活動は必須ですか。地域段階の「現地実証活動の実施」のみを実施してもいいですか。

A 1 都道府県段階の新技術普及支援活動は、新技術の組立実証・普及促進を図るために普及指導方法を検討するもので、必須ではありません。また、地域段階の「現地実証活動の実施」のみを実施することも可能ですが、担い手の意向、技術・営農レベルに応じたきめ細やかな支援活動をお願いします。

Q 2 「現地実証活動の実施」で行う技術は、都道府県段階の新技術普及支援で検討された技術でなければなりませんか。

A 2 「現地実証活動の実施」で行う技術は、都道府県段階で検討された技術に限定しておりません。担い手の経営発展に不可欠な技術の現地実証活動を展開していただきたいと考えています。

Q 3 「現地実証活動の実施」で実証ほを設置する場合、設置先は認定農業者に限られますか。また、実証に必要な資材・調査に必要な備品・ほ場借上料・記帳手当に対する助成は可能ですか。

A 3 実証ほの設置先に制限はありません。実証に必要な資材・実証する機械・施設等借料・ほ場借上料は助成できますが、調査に必要な分析機器等の備品や記帳手当への助成はできません。

「担い手アクションサポート事業」については、こちらを御参照ください。
<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu1/support/index.html>

【4】地域の話題等

山口県における品目横断的経営安定対策等の特徴的な取組を紹介！

(中国四国農政局発)

山口県では、県担い手対策総合支援協議会、県、市町、JA、NOSA I、農政事務所が連携するとともに、それぞれの機関・団体が役割を分担しながら、品目横断的経営安定対策の加入促進と担い手の育成・確保に取り組んでいます。

特徴的な取組としては、

関係機関・団体との連携により、JA支所単位などの区域ごとに、農業者の利便に配慮した「説明会の開催」、「臨時相談・申請受付窓口の設置」、対策以外の相談等にも対応しつつ、きめ細かな受付を実施

持続的な集落営農の運営に向けた支援としての県サポートチーム(税理士、診断士等)の立上げ

集落営農組織の経営発展に向けて、県農業会議が農業法人経営者養成講座を開設

などがあげられます。

このような関係機関・団体の連携した精力的な取組により、品目横断的経営安定対策への加入促進や担い手育成・確保の取組が推進されています。

問い合わせ先：中国四国農政局担い手育成課(TEL:086-224-4511)

< 編集後記 >

暑くなってくると冷たいものが食べたくくなります。夏といえば、すいか！

デパート等に行くと、様々なすいかが売られています。果肉が黄色のものや種の少ないもの、縞のないものや黒いすいかもあります。美味しいすいかを選ぶのに、すいかを叩いた音で見分ける手法がありましたが、最近では糖度表示されているものもあるので、美味しいすいかを選びやすくなっているようです。

今年はいろいろな種類のすいかを食べて、それぞれの色と味をを楽しんでみたいと思います。

本メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>